

居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会()を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。
() 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況

53協議会が設立 (H27.12.18時点) [41都道府県・12区市]

- 都道府県**
 - 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 区市**
 - 山形県鶴岡市、江東区、豊島区、板橋区、調布市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

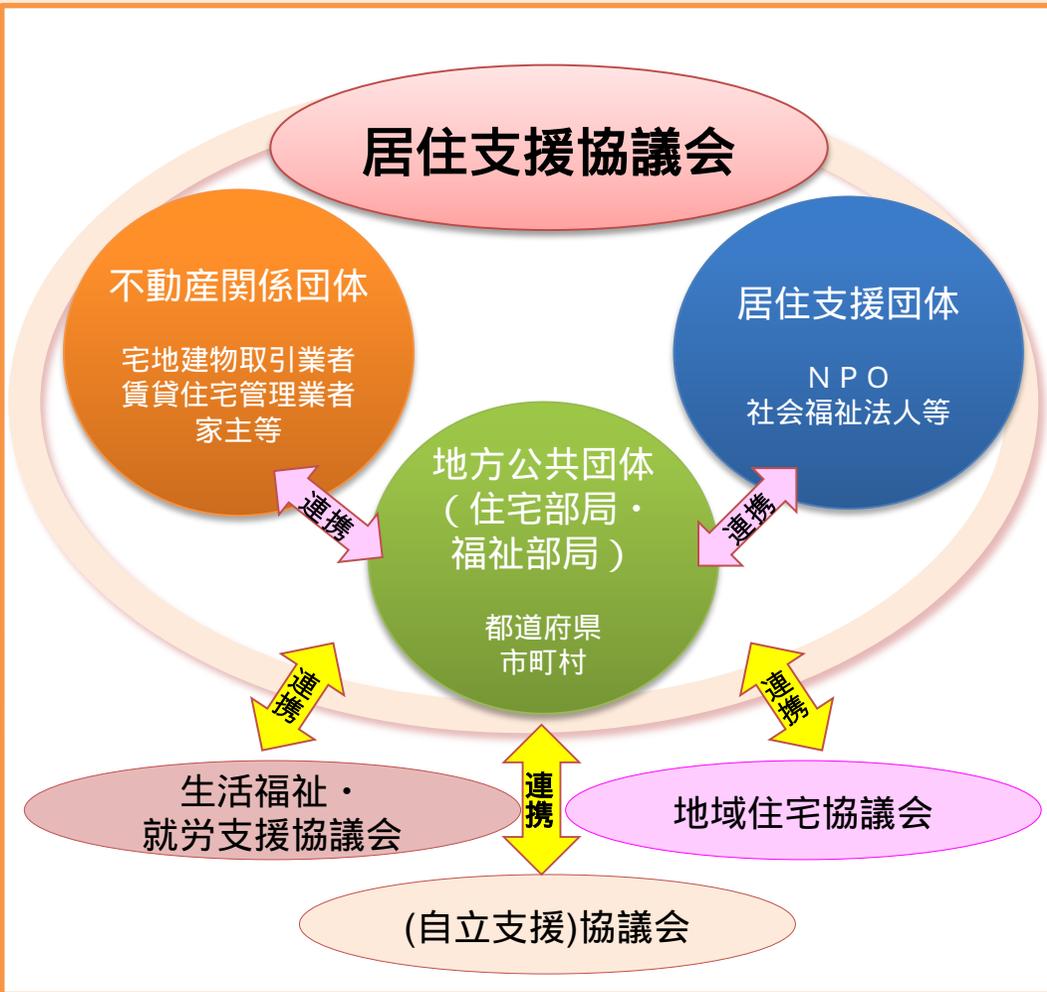
(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- メンバー間の意見・情報交換
- 要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- 住宅相談サービスの実施
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等)
- 家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- 賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催 等

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- 予算額：H27年度 重層的住宅セーフティネット構築支援事業 (2.3億円)の内数



5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【国土交通省】

(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)(厚生労働省と共管)[再掲]

高齢者居住安定確保計画(4条)については、市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等(7条1項9号及び施行規則15条)を行うことを可能とする。

高齢者居住安定確保計画について

概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づき、市町村と協議し、都道府県が策定

【計画の記載事項】

都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

目標を達成するために必要な事項

- ・ 賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
- ・ 賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
- ・ 福祉・介護施設等の整備の促進に関する事項
- ・ その他生活支援体制の確保に関する事項

その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項 等

【計画の効果】

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和

地方住宅供給公社の活用による住宅のバリアフリー化 等

【高齢者居住安定確保計画の策定状況】 (平成27年7月時点)

策定年度	都道府県	
～H22年度	大阪府、群馬県、東京都、熊本県	4
H23年度	茨城県、栃木県、埼玉県、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県	19
H24年度	北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、島根県、大分県、宮崎県、沖縄県	9
H25年度	鳥取県、福島県、鹿児島県	3
H26年度	奈良県、岐阜県、京都府	3
H27年度	山形県、富山県	2
		40都道府県

(参考) サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要について

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により、平成23年10月に創設された制度。
一定基準を満たす住宅について、都道府県知事、政令市長及び中核市長の登録を受けることが可能。
ただし、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより、市町村の長が登録事務を担うことも可能。
(平成27年7月現在 5県が実施中)

【登録基準】

- (ハード) ・床面積は原則25㎡以上 ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)
- (サービス) ・サービスを提供すること (少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
- (契約内容) ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、
居住の安定が図られた契約であること
・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
・前払金に関して入居者保護が図られていること

【登録状況(H27.12末時点)】

戸数	191,871戸
棟数	5,885棟

【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

【行政による指導監督】

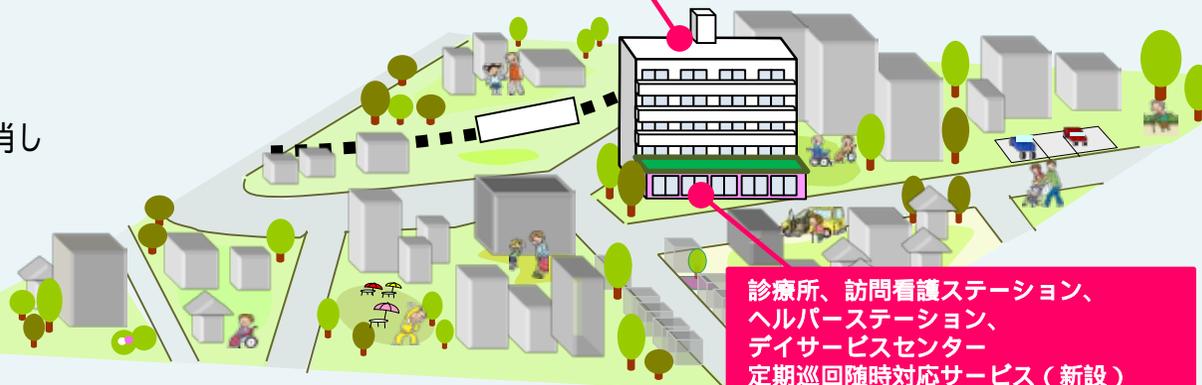
- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

【入居者要件】

- ・60歳以上の者
又は要支援・要介護認定者 等



サービス付き高齢者向け住宅



診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンター
定期巡回随時対応サービス(新設)